

局長			業務部	受付

令和2年7月27日

各位

広島労働局雇用環境・均等室長

「働き方改革推進支援」及び「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」等に係る助成金の周知について(ご依頼)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、生産性を高めながら労働時間の削減や事業場内の最低賃金の引き上げ等に取り組む中小企業等を対象に助成を行っております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、働く妊婦の方への母性健康管理措置が適切に図られるよう、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」が今般創設されたところです。

つきましては、当該助成金が多く企業に活用いただけますよう、下記リーフレットを送付いたしますので、傘下の団体・企業等に周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 「働き方改革推進支援助成金」勤務間インターバル導入コースのご案内

2 「業務改善助成金」のご案内

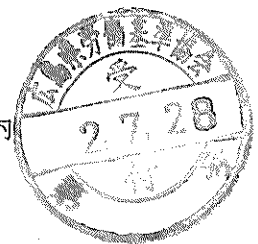
3 「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金をご活用ください」

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により、医師等の指導を受け、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に有給の休暇を取得させる事業主に対する助成を行うことで、妊娠中の女性労働者が、離職に至ることなく安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境の整備を図るため創設されたものです。

(参考)

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について」

妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児



の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。

4 両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)「新型コロナウイルス感染症対応特例」のご案内

【お問い合わせ先】 広島労働局 雇用環境・均等室

- ・「働き方改革推進支援助成金」「業務改善助成金」 (木下)
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」
(己斐)
- ・両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)「新型コロナウイルス感染症対応特例」
(塚越)

〒730-8538 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2号館 5階

電話 082-221-9247 FAX 082-221-2356 E:mail 34roudou@mhlw.go.jp

※メール送信の際はお手数ですがお電話でご連絡ください